

複数校合同チーム編成規程

熊本県中学校体育連盟

1. 目的・趣旨

複数校合同チーム編成による大会への参加を承認するのは、あくまでも在籍する部員数が、小人数のため単一中学校では大会参加に必要なチームを編成できず、大会に参加できない運動部（部員）に対して大会参加の機会を与えるための特別措置であり、勝利至上主義を目的として編成された合同チームは適用されない。

2. 合同チーム編成及び大会参加の条件

- (1) 合同する各部は、それぞれの学校教育活動に運動部として位置づけられていること。
- (2) 各郡市中体連が、目的・趣旨にてらし適正な合同と認めた場合に限り参加を認める。
- (3) 合同チームは、郡市中学校体育連盟（11郡市）が定める範囲内（同一郡市）で編成し、チームとして合同を認める校数は2校とする。ただし、郡市内設置校が少なく、2校で対応できない場合はその限りではない。
- (4) 合同チームでの参加は、個人戦を行わない団体競技（7競技）に限り認める。
- (5) 在籍部員数が、次の人数（ ）内数を下回る運動部について、他校との合同チーム編成が出来るものとする。

< 合同チーム編成基準 >

バレーボール（6） サッカー（11） バasketボール（5） 軟式野球（9）
ハンドボール（7） ソフトボール（9） ラグビー（12）

- (6) ①満ちていない学校同士の合同部活動での出場。
②満ちている学校と満ちていない学校の合同部活動での出場。
③補員協力制を導入し、満ちていない学校に生徒を補員協力して出場。この場合、補員協力をする人数は、満ちていない学校生徒数と同じくらいとする。
- (7) 合同する各部は、日常的な活動を計画的に行い、それぞれに顧問（校長・教員・部活動指導員）が配置され、引率が行えること。但し、大会参加に際しての監督等は、両校のうちいずれかの校長・教員・部活動指導員が代表し、コーチについては両校いずれかのコーチ（登録教員外指導者を含め）とする。
- (8) 合同チーム名は連名で表示する。
- (9) 大会参加時のユニフォームについては、統一のユニフォームを使用すること。
※軟式野球は自校ユニフォーム可とする。

登録申請・承認規程

☆合同チーム編成の登録申請・承認について

(1) 登録申請手続き

- ① 申請希望校は、それぞれの学校長の合意により、所属する郡市中体連事務局へ合同編成の希望を連絡し、「複数校合同チーム編成登録申請書（様式1）」（以下：申請書）の配布と説明を受ける。
- ② 申請希望校にて申請書を作成し、それぞれの学校長の確認（職印）を受け、所属する郡市中体連会長へ提出する。
- ③ 申請の〆切は、原則として各競技大会の開催1ヶ月前までとし、各郡市中体連が定めた期日とする。

(2) 登録承認手続きについて

- ① 申請を受けた各郡市中体連は、申請内容を審査し適正な合同と判断した場合は、県中体連に報告する。
- ② 報告を受けた県中体連事務局は、報告内容を確認し適正な合同チーム編成か否かを審査し、各郡市中体連へその審査結果を通知する。承認された場合には申請校学校長へ「合同チーム編成承認書（様式2）」を発行し、大会参加を承認する。
尚、同時に合同チーム参加に伴う各郡市中体連大会の運営について協議を行っておくこと。

(3) 合同チーム編成・大会参加に関する報告と集約

- ① 合同チーム編成による大会参加を承認した各郡市中体連事務局は、「申請書」の写しと「承認書」原本2部を県中体連事務局へ提出し内容の報告を行う。
- ② 県中体連事務局は、各郡市中体連より合同チーム編成による大会参加について集約を行い県中体連総務理事会（6月下旬開催）に報告する。
- ③ 県中体連総務理事会は、集約内容を確認し、各競技の県中体連競技専門部に連絡を行う。

(4) <合同チーム大会参加資格の抹消>

各郡市中体連より大会参加承認を受けた合同チームであっても、次のような場合には、その参加資格を失うこともある。

- ① 本制度の趣旨・目的にそった合同チームでないことが明らかとなった場合
- ② 「合同チーム編成規程」ならびに「登録申請・承認規程」に違反した場合